

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	鳥羽市安楽島町 1412 番地 17 株式会社亀川組 代表取締役 亀川 稔
工 事 名	鳥羽東中学校大規模改修工事（令和 6 年度）
工 事 場 所	鳥羽市 安楽島町 地内
工 事 種 別	建築工事
変 更 工 事 概 要	下記変更契約理由と同じ。
当 初 契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 5 日
変 更 契 約 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 1 6 日
当 初 工 事 期 間	令和 6 年 6 月 5 日 ～ 令和 7 年 3 月 1 日
変 更 後 工 事 期 間	当初工事期間どおり
当 初 契 約 金 額	1 7 1, 9 3 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	7, 9 8 4, 9 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	1 7 9, 9 1 4, 9 0 0 円（税込み）
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 1) 既設床フローリングブロックを撤去したところ、既設下地調整材表面が不均一であり、再利用が難しいため、セルフレベルリング工事を行い床の安全性を高めるものである。 2) 施工段階において、受水槽の貯水量について水道課や関係機関と再協議し、現在の一日の使用水量から受水槽の貯水量を見直した結果、既設の受水槽は大きすぎるため、清掃業務費や維持管理費がより安価になるよう、現在の使用水量にあった仕様に変更するものである。 3) 学校関係者と再度詳細に協議したところ、家具、書架、カウンターやプロジェクターの規格や仕様等の変更について要望があったため、変更するものである。 4) その他諸数量、アスベスト処分等については現場精査によるものである。